

2019年5月14日

各 位

会社名 大日本印刷株式会社
代表者 代表取締役社長 北島 義斉
(コード番号 7912 東証第1部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション本部長
田村 高顕
(TEL 03-6735-0101)

「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の非継続（廃止）について

当社は、本日開催の取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」について、その有効期間が満了する2019年6月27日開催予定の当社第125期定時株主総会の終結の時をもってこれを継続せず、廃止することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方として、当社の企業理念を理解し、当社のさまざまなステークホルダーとの信頼関係を築きながら、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることができる者でなければならぬと考えています。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとの観点から、当社は、2007年5月17日開催の取締役会において買収防衛策の導入を決議し、同年6月28日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいて導入し、以後、継続のご承認をいただいてまいりました。（2016年6月29日開催の当社定時株主総会において承認された買収防衛策を、以下「本プラン」といいます。）

本プランの有効期間満了を迎えるにあたり、当社は、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、買収防衛策を巡る近時の動向や法整備の状況、当社を取り巻く経営環境の変化とその影響等について慎重に検討してまいりました。

その結果、当社といたしましては、コーポレートガバナンスのさらなる充実・強化に取り組み、また中長期の成長戦略をより着実に推進することで、企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な一層の確保・向上にかなうものと判断し、本日開催の取締役会において、本プランを継続せず、その有効期間の満了をもって廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本プラン廃止後も、当社株式の大量取得を行おうとする者に対しては、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために、必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様のご検討等のために必要な時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適宜適切な措置を講じるとともに、引き続き企業価値・株主の皆様のご共同の利益の一層の確保・向上に努めてまいります。

以 上